

② (仮称) 人権ケースワーカーの役割

(1) 相談内容の的確な調査・分析

- 人権相談の円滑な解決と人権侵害の予防や救済に結びつける役割を果たすため、複雑・困難な相談事案の原因や背景を分析し、活用すべき制度や連携が必要な専門相談機関を特定する。
- 人権相談機関ネットワークとの連携に努め、人権侵害を早い段階で発見するように努める。また、人権相談の中に潜む相談者の悩みや生活上の課題に気づき、相談内容を細かく分析し、相談者に寄り添いつつ対応することにより、深刻な人権侵害の発生の予防に努める。

(2) 専門機関等へ 当事者同

- (仮称) 人権ケースワーカーや市町村等の行政機関と連携する。
- 複数の課題があり、関係する機関が複数ある場合は、(仮称) 人権ケースワーカーがコーディネート役となり、連携・協力を支援する。
- 児童虐待や配偶者からの暴行等の行使が必要な場合は、適宜連携するが、背景として就業上の課題があるなど、当事者だけでは対応しきれない事項については(仮称) 人権ケースワーカーが支援する。
- 人権相談の円滑な解決と人権侵害の予防のため、事案に応じて関係者の同意を得るなど、相談者の同意が得られるよう調整も行う。

(4) 相談者、関係者等への啓発

- 相談者や関係者等への啓発は、関係する行政機関が集まり、啓発方針を確認したうえで実施することが必要であり、(仮称) 人権ケースワーカーがコーディネートし、チームとして支援に取り組む。状況によっては、関係者の属する団体等の協力を得て相談者、関係者等への啓発を行う。

(5) 人権相談

- (仮称) 人権ケースワーカーが相談技術等の向上のため研修を行う。

へのあっせん及び 間の調整

ーは、権限を有する相談機関
携して業務を行う。

る行政機関や専門相談機関が
人権ケースワーカーがコーディネ
力して人権相談員や相談者を

暴力など、高度な専門性や権限
適切な専門相談機関等にあっせ
や生活上の不安その他の解決
該専門相談機関等の権限のみ
については（仮称）人権ケース

権侵害の予防や救済を図るた
属する団体等への働きかけや、
ことを条件として関係者間の調

員の心のケア

は、人権相談員をサポートし、
導に努めるとともに心のケア



(3) 相談者へのカウンセリング

- 人権相談窓口では、精神的なストレスなどから課題を抱えて相談に来る事案が増加している。相談者への対応は、基本的には人権相談員が行うが、（仮称）人権ケースワーカーは、必要に応じ高度な知識とカウンセリングマインドを活かし、相談者に対して適切なカウンセリングを行う。
- 治療的な関わりが必要な相談の場合は、専門性をもった職種（心理職や精神科医等）の協力を求めることを原則とする。

(6) 人権擁護の推進

- （仮称）人権ケースワーカーは、人権相談においてどのような課題が生じているか、その解決手法はどうか、などについて分析・整理し、啓発課題や人権侵害の予防のための検討を行い、行政機関等に必要に応じて意見を述べる。